

徳島市農業委員会総会 議事録

1 と き	令和7年6月25日（水） 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時20分
2 ところ	徳島市役所 13階 第一研修室
3 議 長	会長職務代理者 植田 美恵子
4 出席者	<農業委員> 1 番委員 岸本 昇 3 番委員 佐野 泰弘 5 番委員 大貝 美治 6 番委員 金澤 敬治 7 番委員 宮崎 学 8 番委員 久米 裕純 9 番委員 川人 泰博 10 番委員 佐々木永薫 11 番委員 板東美佐緒 12 番委員 坂東 賢二 14 番委員 植田美恵子 15 番委員 廣瀬 長市 16 番委員 谷川 興一 17 番委員 鎌田 良仁 18 番委員 政岡 茂 19 番委員 市岡 沙織 <農地利用最適化推進委員> 1 番委員 武市 直樹 2 番委員 安廣 貴明 3 番委員 宮本 忠佳 5 番委員 長谷川豊司 8 番委員 原田 和彦 11 番委員 松浦 義幸 13 番委員 岡田 敏明 15 番委員 廣瀬 佳輝 17 番委員 近藤 和隆
5 欠席者	<農業委員> 2 番委員 瀬畑 俊夫 4 番委員 野口 俊廣 13 番委員 石田 幸夫 <農地利用最適化推進委員> 14 番委員 鈴木 隆大
6 欠 員	なし
7 傍聴者	なし
8 議 事	付議案件 （全体議案） 第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る 意見決定について （農地関係議案） 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 非農地通知の審議について 第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第6号議案 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について 報告事項 （農地関係） 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 3. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第18条第6項の処理について 5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いします。

議長 ただ今から、令和7年6月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える16名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号2番瀬畑俊夫委員、議席番号4番野口俊廣委員、議席番号13番石田幸夫委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号7番宮崎学委員と、議席番号16番谷川興一委員の両名を指名します。よろしくお願いします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いします。第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。

先日郵送しております、右肩に第1号議案と書いてある資料を御覧ください。まず、第1号議案にありますとおり、法により地域計画を策定又は変更するときは、市町村はあらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他関係者の意見を聴かなければならないとされております。この規定に基づき、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。

なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和7年5月申請分であり、5月30日に開催された協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は記載のとおりで、川内・応神・南井上地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の減少等を反映した地域計画の変更案が提出されております。

今後のスケジュールですが、7月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、7月末に地域計画変更公告となります。地域計画変更後、農地転用の申請が可能となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんも協議の場に参加し、地域計画からの除外について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適当と思われます。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。

それでは特にないようでございますので、採決いたします。第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定については、案に異議なしとして、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については、案に異議なしとして承認することといたします。

続いて第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務

局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地12筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後33aに至り、譲受人は対象地において、水稻やタマネギの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、多家良地区で新規就農面談を行いました。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆の持分104/1173全てを贈与により所有権を移転するものです。譲受人も対象地の持分を持ち耕作しているため耕作面積に変更はなく、譲受人の耕作面積は、許可後130aに至り、譲受人は対象地において水稻やねぎの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後73aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農地3筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後110aに至り、譲受人は対象地において、里芋やブロッコリーの栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後63aに至り、譲受人は対象地において水稻の栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後76aに至り、譲受人は対象地においてすだちの栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、農地8筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後51aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、農地4筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後23aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、応神地区で新規就農面談を行いました。

9番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後15aに至り、譲受人は対象地において水稻やさつまいもの栽培を行うとのことです。

10番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後5aに至り、譲受人は対象地において、じゃがいもやトマトの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、川内地区で新規就農面談を行いました。

11番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後150aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

12番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は、許可後65aに至り、譲受人は対象地においてほうれん草やブロッコリーの栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上12件で、対象地は、田16,387㎡、畑5,151.91㎡、合計21,538.91㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく願います。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の安廣推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安廣推進委員 今月12日の午前10時より、1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、岸本委員、瀬畑委員と私の委員3名、譲受人側1名、事務局4名の8名です。

譲受人は、申請地に隣接した住宅を購入して移り住む予定であり、農業をしてみたいと考え、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、農機具に関して、リースか中古を検討しており、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、水稻やタマネギなどの野菜の栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、多家良地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。続きまして8番案件の新規就農面談に参加していただいた、応神地区の坂東委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

坂東委員 今月20日の午前10時より、8番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、岡田推進委員と私の委員2名、譲受人側3名、事務局2名の7名です。

譲受人は、以前花卉の栽培をしていた時期があり、機会があれば農業をしてみたいと考え、今回の申請に至ったとのことです。また、農機具を購入しており、水利組合や土地改良区に加入する予定で、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、水稻の栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、応神地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく願います。

議長 ありがとうございます。続きまして10番案件の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月4日の午前9時30分より、10番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、植田委員、石田委員、廣瀬推進委員、鈴木推進委員と私の委員5名、譲受人側1名、事務局3名の9名です。

譲受人は、家庭菜園をしており、もっと広い農地で農業をしてみたいと考え、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、農機具や農薬の保管場所に関して、申請地

の隣接に自宅があり、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、じゃがいもやトマトの野菜の栽培から始めて行きたいとのこと。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。

1番は、勝占地区で、所有者から通知願があったため、今月16日に佐野委員、野口委員、宮本推進委員の委員3名、事務局2名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第3号議案は、以上1件で、対象地は田142㎡のみです。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の非農地通知については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第4号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書5ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は4筆、3,233.74㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。

第4号議案は以上1件で、対象地は田3,233.74㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認についてを開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況について御説明いたします。議案書6ページと7ページを御覧ください。

1番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

2番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

3番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

4番は、全ての農地で、耕作を継続しております。

第5号議案は以上4件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田18,312㎡、畑2,153.3㎡、計20,465.3㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書8ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。なお、3番について、新規就農面談を行いました。

今月は、賃貸借権が12件、使用貸借権が12件の合計24件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から3番が、多家良地区20筆・3件、

4番から7番が、勝占地区14筆・4件、8番が、上八万地区1筆・1件、9番から12番が、応神地区7筆・4件、13番から17番が、川内地区10筆・5件、18番と19番が、国府地区4筆・2件、20番から24番が、北井上地区14筆・5件となっております。

権利設定については以上で、田26筆34,321㎡、畑44筆51,407.06㎡の合計70筆85,728.06㎡となります。第6号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、3番案件の新規就農面談に参加していただいた、多家良地区の安廣推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安廣推進委員 今月12日の午前10時30分から3番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は岸本委員、瀬畑委員と私の委員3名、借受人1名、事務局4名の8名です。

借受人は、以前から興味があった有機農法について学ぶため、石井町で研修を受け、研修で学んだことをいかそうと農地を探していたところ、申請地を紹介してもらい農業に挑戦してみようと思ったそうです。申請地では、昔ながらの米づくりなど、有機農法での作物を栽培していく計画です。農機具に関しては、必要最低限のものを準備していく予定とのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、周辺農地への影響を考慮しながら、今後も、耕作を行ってほしいと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書13ページから15ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得6件受理しました。

議案書16ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。4件受理しました。

議案書17ページから19ページを御覧ください。3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。9件受理しました。

議案書20ページを御覧ください。4番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。3件受理しました。

議案書21ページを御覧ください。5番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何か御意見等はありませんか。

それでは、以上をもちまして、令和7年6月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は7月31日木曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。